

## 競争参加資格における男女共同参画等の社会性の評価

## 国が行う契約

公正性の原則

経済性の原則



一般競争契約の原則を採用

## 競争参加資格

不特定多数の者による公開競争の導入に伴う弊害の除去

## 《欠格要件》

競争に参加させることができない者  
(契約締結能力のない者)競争に参加させないことができる者  
(不信用・不誠実な者)

## 《積極要件》

各省各庁の長が定める資格基準  
(経営の規模及び状況)契約担当官等が定める付加的資格  
(特殊機械の保有・技術者の雇用等)

- 競争参加資格は、契約の性質又は目的に応じ、当該契約の履行を確保する上で必要不可欠な項目としている。
- 経済性は、価格等の契約条件の有利性のみから判断。



## ① 特定の政策目的を実現するための公共調達の手法の活用

- 多様な政策目的を競争参加資格とする場合には、以下のような懸念が生じる。
  - ◆ 契約の履行の確保に何ら支障のない者の競争参加の機会が剥奪される
  - ◆ 国の政策は多岐にわたるため、競争参加資格に設定する事項が膨大
- また、経済性に関して、政策毎の多様な価値を評価しようとする場合には、以下の点に留意が必要。
  - ◆ 具体的な評価の基準や手法の確立が必要
  - ◆ 費用便益の分析に相当なコストが必要

## ② 地方公共団体における社会性の評価

地方公共団体において、公共工事以外の調達における競争参加資格を設定するに当たって、男女共同参画等の社会性を評価しているケースが見受けられるとしても、国において同様の措置を講ずる上では、改めての検討が必要。

# 競争参加資格としての「経営の状況」

## 競争参加資格

- 不特定多数の者による一般競争入札は、調達 の財源との関係から機会均等の考え方に立ち、公開の競争を行うことで公正な処理を図り、最も有利な価格を発見しようとするもの
- 一方で、不特定多数による公開の競争であるがゆえ、契約の履行について完全に行い得る能力を有し、契約について責任を有する者から契約の相手方を選定するための措置が必要

## 資格審査

### ○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)

(各省各庁の長が定める一般競争参加者の資格)

第72条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2~4 (略)

### 経営の状況

#### 経営の内容の良否を表す経営比率

〈経営の状況の具体例〉

- 流動比率
- 自己資本固定比率
- 自己資本回転率
- 売上高純利益率 etc.

契約の履行の确实性を判断するに当たって、企業の成長性そのものは、考慮の対象としていない。

男女共同参画の推進をどのような指標で捉えるのか？  
当該政策と成長性との因果関係はあるのか？

男女共同参画の推進が企業の成長性を高めるとしても、会計法が求める契約の履行を確保する上で必要不可欠なものであるとは考え難い。